

緑豊かなまちづくり

〈生けがき〉づくりのお手伝い

渋川市生垣設置奨励事業 補助金交付制度

渋 川 市

渋川市生垣設置奨励事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、緑豊かな住みよい生活環境を促進するため、生垣を設置する者に対し、補助金を交付することについて、渋川市補助金等交付規則(平成18年渋川市規則第45号、以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 補助の対象は、住宅用建物の敷地内に個人が新たに植栽、または既存の囲障に替えて植栽する生垣で、樹木の購入に要する経費とし、1敷地につき1回とする。ただし、他の市の事業により、補償等を受けているものは除くものとする。

(対象区域)

第3条 対象区域は、市内全域とする。

(生垣の基準)

第4条 植栽する生垣の規模、樹種等の基準は次に掲げるところによる。

- (1) 将来にわたり道路または隣接地に迷惑を及ぼさないところに設置すること。
- (2) 道路に面した場所に植栽する場合は、道路と生垣の間に塀やフェンスなどを設けないこと。
- (3) 幅員4メートル以上の道路に面した場所に植栽する場合は、道路境界線から50センチメートル以上離して植栽すること。
- (4) 幅員4メートル未満の道路に面した場所に植栽する場合は、道路の中心線から2.5メートル以上離して植栽すること。ただし、状況によっては市と協議すること。
- (5) 植栽する樹木の高さは、概ね60センチメートル以上とする。
- (6) 生垣の延長は、5メートル以上とする。
- (7) 樹木の植栽本数は、1メートル内に3本以上とする。ただし、樹木の葉張り等によってはこの限りでない。
- (8) 植栽する樹木は、市が推奨する樹木(別表1)を原則とする。

(補助金額)

第5条 補助する金額は、生垣1メートル当たりの基準単価を2,000円とし、1敷地につき50,000円を限度とする。ただし、当該単価の2,000円を超える分は補助対象外とし、当該単価が2,000円未満の場合は実費分を補助する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 計画図
- (3) 見積書

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(変更承認申請)

第8条 前条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた後、事業内容等を変更する場合は、変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更計画図
- (2) 見積書

(変更交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により通知する。

(交付申請の取下げ)

第10条 第7条及び第9条の規定により通知を受けた者は、通知を受けた後、補助事業を中止する場合は、交付申請取下書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、交付決定取消通知書(様式第6号)により通知する。

(事業完了報告)

第12条 第7条及び第9条の規定による通知を受けた者は、補助事業が完了したときは、完了の日から14日以内に、補助事業完了実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書(写し)
- (2) 請求書

(交付額の確定及び交付)

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、交付の決定内容及び条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金確定通知書(様式第8号)により通知し、当該補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第14条 補助金の交付を受けた者は、善良な管理のもとに次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 樹木の健全な育成を図るため適正な管理に努めること。
- (2) 植栽後、5年間は樹木の伐採または移植をしてはならない。ただし、やむを得ない事情により、事前に市長の許可を得たものについてはこの限りではない。
- (3) 樹木が枯損した場合は、直ちに補植し原状を維持すること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年2月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

別表 1

推奨樹木一覧

樹種	項目 常 緑 落 葉 別
モチ類 (ベニカナメモチ・ソヨゴ等)	常緑広葉
ツバキ類 (ツバキ・サザンカ等)	〃
サンゴジュ	〃
ツゲ類 (イヌツゲ・ホンツゲ等)	〃
モクセイ類 (キンモクセイ・ギンモクセイ・ヒイラギ等)	〃
マサキ	〃
ネズミモチ	〃
ピラカンサ (トキワサンザシ)	〃
ツツジ類 (オオムラサキツツジ・ヒラドツツジ・ドウダンツツジ等)	〃 (ドウダン) 落葉広葉
カシ類 (ウバメガシ・シラカシ・アラカシ等)	常緑広葉
ヒノキ類 (サワラ・ヒノキ・チャボヒバ等)	常緑針葉
キャラボク・イチイ	〃
(注) カイズカイブキ等のビャクシン類は、赤星病の中間媒体となる恐れがあります のでご遠慮ください。	